

保護者の皆様へ

旭川市教育委員会 教育長 黒 蕨 真 一
旭川市立神楽中学校 校長 江 口 貴 彦

旭川市立小中学校の学校閉庁日の設定について

日頃から、本市教育行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化、多様化する中、全国的に教職員の長時間勤務の深刻な実態が明らかとなっています。

児童生徒の豊かな学びや成長のためには、教職員が心身ともに健康でいきいきとした姿で子どもたちと向き合うことができる環境づくりが大切であり、現在、国や北海道、各自治体では教職員の長時間勤務の解消など、学校における働き方改革に関する様々な取組を進めています。

本市の学校においても、教職員の長時間勤務の実態は看過できない状況であるため、旭川市教育委員会では、昨年1月、「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」を策定し、教職員の働き方改革に関する具体的な取組を進めています。

その取組の一つとして教職員が休暇を取得しやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、市立小中学校で長期休業期間に学校閉庁日を設定していますが、本年度も次のとおり設定しますので、保護者の皆様におかれましては、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、学校閉庁日は、学校に教職員は不在となりますので、事故等により緊急で学校に連絡する必要がある場合は、次の緊急連絡先（教育委員会学務課）まで御連絡をお願いいたします。

1 旭川市立神楽中学校の学校閉庁日の設定日

令和2年8月11日（火）から14日（金）まで（4日間）

2 学校閉庁日における緊急連絡先

旭川市教育委員会 学校教育部 学務課教職員担当 **25-9116**

3 学校閉庁日における各種事業等について

○本校の学校施設スポーツ開放事業は活動中止とします。

(担当)

学務課教職員担当

電話 25-9116